

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 2 8 日

各柔道整復療養施術管理者 殿

宮城県国民健康保険団体連合会審査業務課長

令和 4 年 1 0 月施術以降の後期高齢者療養費請求書等の
取扱いについて

本会の審査支払業務につきましては、日頃格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記については、別添のとおりとしますので、後期高齢者療養費請求書等作成時の参考にさせていただきますようお願いします。

担当	審査業務課第五係
T E L	022-222-7075
F A X	022-222-7107

(別添)

令和4年10月施術以降の後期高齢者療養費請求書等の取扱いについて

1 後期高齢者療養費請求書の取扱いについて

- ①令和4年10月から、後期高齢者の窓口負担割合が変更になり、新たに「2割（給付割合8割）」が追加されることに伴い、本会に提出いただく後期高齢者療養費請求書は、区分「9割」の欄に、給付割合8割及び9割を合算して記載願います。
- ②本会で作成している宮城県国保連合会提出用の総括表及び請求書の様式を、本会ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

2 後期高齢者柔道整復施術療養費支給申請書の記載について

- ①窓口負担割合が2割（給付割合8割）の場合
本家区分「8. 高一」、給付割合「8」に○を付けて下さい。
- ②窓口負担割合が1割（給付割合9割）の場合
本家区分「8. 高一」、給付割合「9」に○を付けて下さい。
- ③記載方法については、本会ホームページに掲載しております「柔道整復施術療養費支給申請書等請求の手引き」を参照願います。

*お願い

- ・被保険者証記載内容との不一致による返戻が増えております。被保険者証に記載されている、住所・氏名・生年月日・性別・一部負担金の割合を確認の上、柔道整復施術療養費支給申請書に記載願います。